

関西文化学術研究都市（京都府域）

# 景観手続きマニュアル

京 都 府  
平成26年3月

## ○はじめに

関西文化学術研究都市（京都府域）では、良好な景観形成を図るため、建築等の行為を行う事業者の方には、景観法（法）、京都府景観条例（条例）及び京都府景観要綱（要綱）に基づく届け出等をしていただくこととしており、このマニュアルでは、その概要を示しています。

### 1. 届け出等の対象区域

別紙1の文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの区域

### 2. 届け出等の対象基準

	対象行為	届け出等の種類														
		【Ⅰ】 法/条例	【Ⅱ】 要綱	【Ⅲ】 左以外 軽工事												
建築物 (地下除く)	① 新築、増築、改築、移転（床面積の合計が10㎡以内の行為を除く） ② 外観変更を伴う修繕、色彩変更（見付面積の合計が10㎡以内の行為を除く） 太陽光パネル設置による外観変更を含む	○	○													
工作物 (地下及び 仮設除く)	① 対象工作物の新設、増設、改築、移転 ② 対象工作物の外観変更を伴う修繕、色彩変更 (総見付面積の1/2以内の行為を除く) <対象工作物>	○	○													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突</td> <td>高さ 6m超える</td> </tr> <tr> <td>R C柱、鉄柱の類</td> <td>〃 15m超える</td> </tr> <tr> <td>広告塔、装飾塔の類</td> <td>〃 4m超える</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔の類</td> <td>〃 8m超える</td> </tr> <tr> <td>擁壁</td> <td>〃 2m超える</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規模	煙突	高さ 6m超える	R C柱、鉄柱の類	〃 15m超える	広告塔、装飾塔の類	〃 4m超える	高架水槽、物見塔の類	〃 8m超える	擁壁	〃 2m超える			
種類	規模															
煙突	高さ 6m超える															
R C柱、鉄柱の類	〃 15m超える															
広告塔、装飾塔の類	〃 4m超える															
高架水槽、物見塔の類	〃 8m超える															
擁壁	〃 2m超える															
土地の形質の変更	建築物、工作物の敷地内で行う土地形質の変更 (行為面積が10㎡以内の行為を除く)	○	○													
屋外広告物	屋外広告物の新設、意匠変更		○*													
緑化	緑化面積（敷地面積に対する緑化面積）の変更		○*													
壁面の位置等	建築物の壁面、門の位置の変更		○*													
その他	① フェンスの新設、意匠変更 ② 建築設備の新設 ③ 床面積、見付面積が10㎡以内建築物（物置、駐輪場を含む）			○*												

要綱5条1項

要綱5条2項

※事業者の任意ですが、景観への影響が大きい場合も想定されますので、事務局までご相談ください。

### 3. 手続きフロー

別紙2のとおり

### 4. 工事完了の確認

工事の完了後に完成写真の提出をお願いしております。

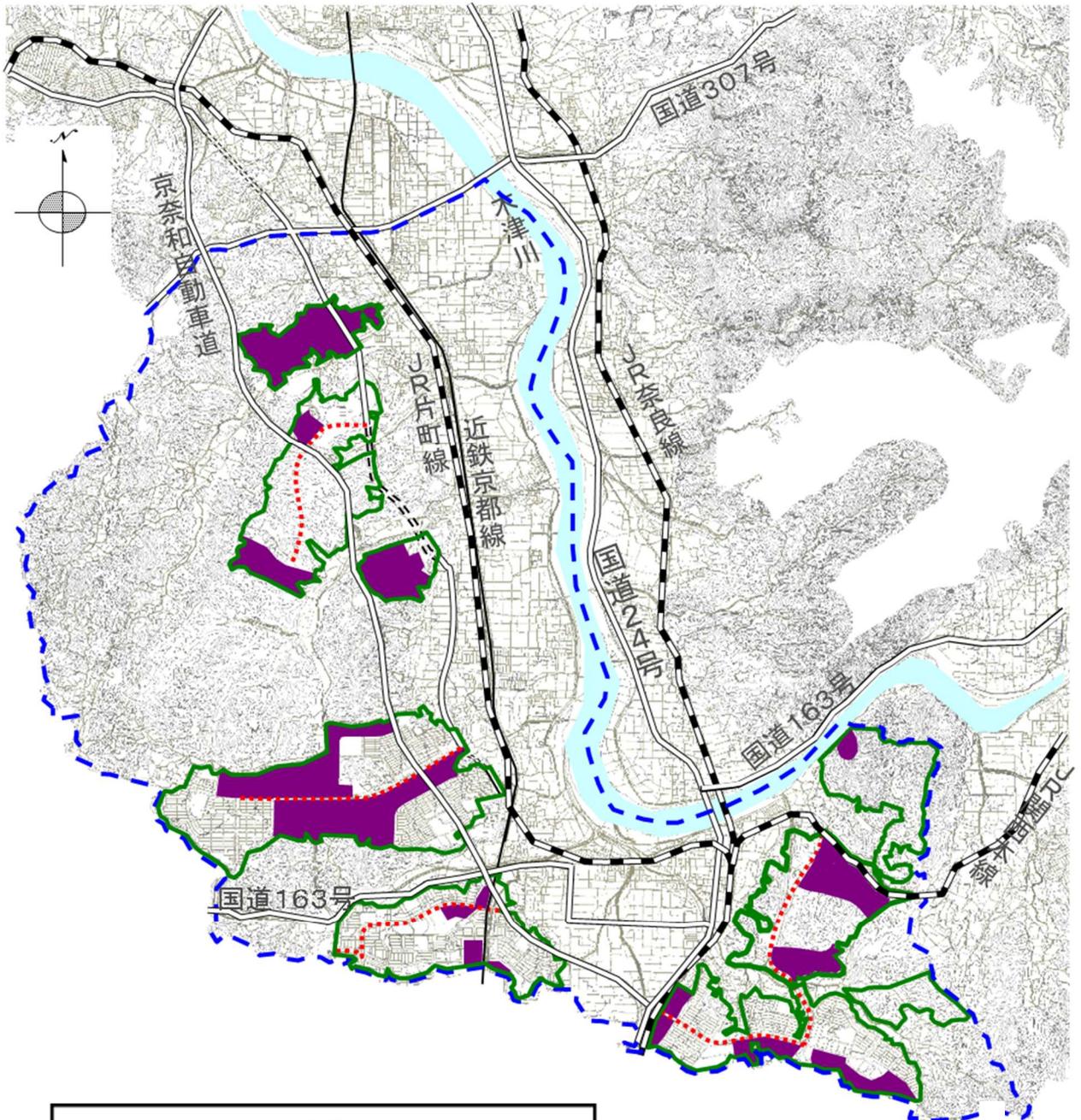
### 5. 問い合わせ先

(事務局) 京都府政策企画部文化学術研究都市推進課 景観・整備係

電話：075-414-5196

## 届け出等対象区域

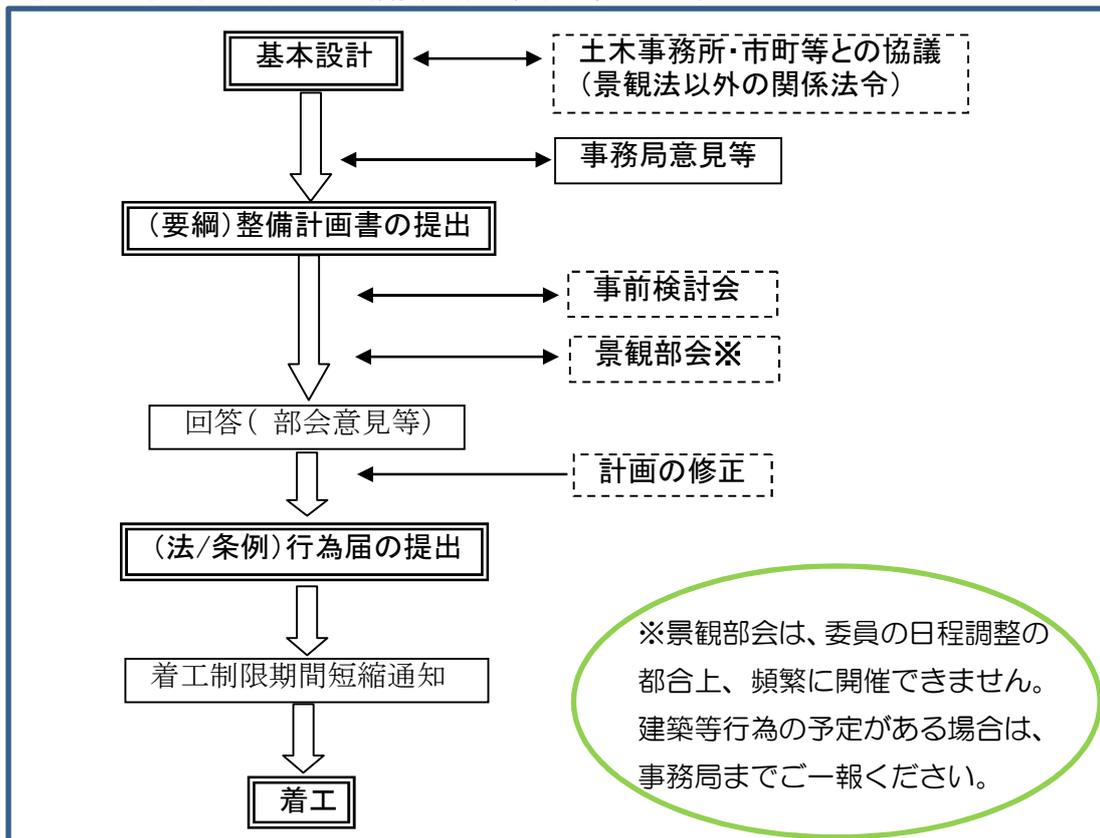
下図の文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンを対象とする。



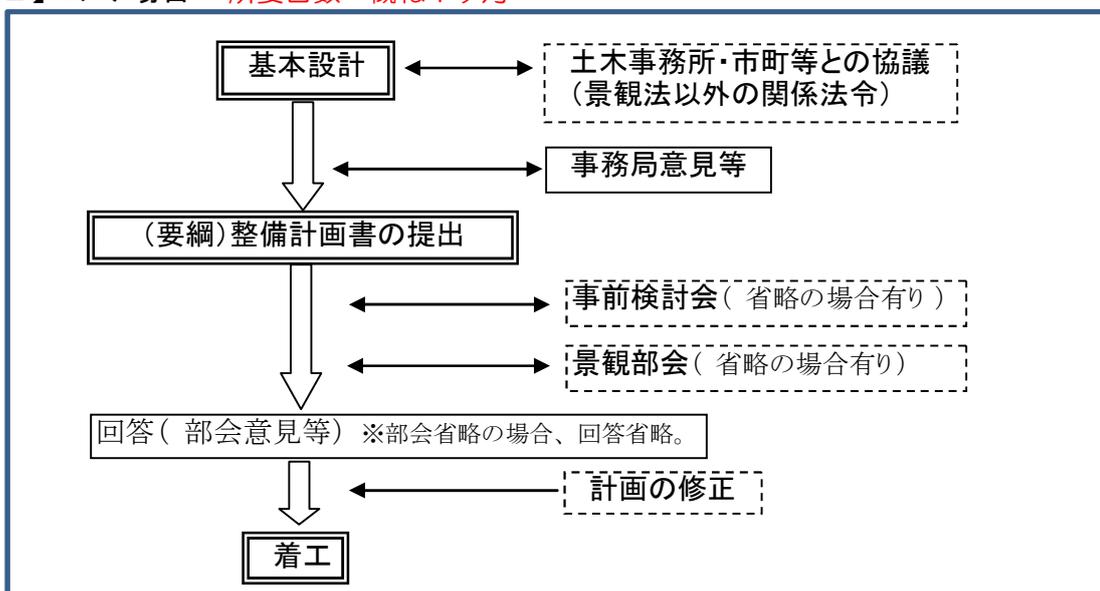
凡例	
	文化学術研究ゾーン及びセンターゾーン
	シンボリックな道路
	文化学術研究都市（京都府域）
	文化学術研究地区

(令和4年4月改定)

【Ⅰ】かつ【Ⅱ】の場合 所要日数：概ね3、4ヶ月



【Ⅱ】のみ場合 所要日数：概ね1ヶ月



【Ⅲ】のみ場合 所要日数：概ね2週間

